

沖縄島北部における捕獲ネコの返還及び譲渡要領

沖縄県環境部自然保護課

(目的)

第1条 この要領は、沖縄県環境部自然保護課（以下「県」という。）がノネコ等対策事業で捕獲したネコの返還及び譲渡を円滑に実施することを目的とする。

(収容等)

第2条 県が捕獲したネコは、返還及び譲渡を行うまでの間、県が指定する収容施設にて一時保護収容し、適切に飼養及び管理を行うものとする。

2 県は、一時保護収容中のネコについて、飼い主の特定に努めるとともに、ネコの返還及び譲渡の公示を行うこととする。その公示期間は原則土日祝日を含む10日間とし、公示期限日が休日にあたる場合は、翌平日を期限とする。

(返還の優先及び申請)

第3条 前条において保護収容されたネコのうち、公示期間内に飼い主から返還の申し出があった場合は、適正飼養等の意思を確認の上、これを優先して返還するものとする。

2 返還の申し出を行う場合は、様式第1号で定める返還申請書を公示期間内に県へ提出するものとする。

3 飼い主は県の指定する場所まで、ネコを引取りに来るものとする。

(自ら飼養する場合の譲受申請及び資格)

第4条 自ら飼養することを目的としてネコの譲受を希望する場合は、様式第2号で定める譲受申請書を公示期間内に県へ提出するものとする。

2 譲渡対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) ネコの生態、習性及び生理を理解し、責任を持って飼養すること。
- (2) ネコによる生態系への影響や、人と動物に共通する病気等を理解し、完全室内飼養に努めること。また、その飼養環境が整っていること。
- (3) 予期せぬ病気や遺伝的疾患を持っている可能性があることを承知し、ネコの安全及び健康管理を適切に行い、マイクロチップの装着等、動物の愛護及び管理に関する法律や居住する地方公共団体の定める条例等を遵守し、必要な手続等を行うこと。
- (4) 近隣住民に迷惑をかけずにネコの飼養を行う意思があること。
- (5) 譲受けたネコを販売、遺棄又は殺傷せず終生飼養を行うこと。
- (6) 同居する家族全員の同意が得られていること。なお、未成年者が引き取り

を希望する場合は、保護者の同意が得られていること。

- (7) 万一ネコを飼養できなくなった場合、適正に飼養できる者へ譲渡するよう努めること。
- (8) 県の指定する場所まで、ネコを引取りに来ること。
- (9) その他、県が必要と認める事項

(第三者への譲渡を目的とする場合の譲受申請及び資格)

第5条 第三者への譲渡を目的としてネコの譲受を希望する場合は、様式第3号で定める譲受申請書を公示期間内に県へ提出するものとする。

2 譲渡対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 動物の愛護活動を行う個人又は法人（団体）であることとし、規約、定款、活動内容が確認できる書類や、譲渡実績が確認できる書類のいずれかを提出すること。
- (2) 譲受個体を飼養する施設を申請者の責任の下で管理していること。
- (3) ネコの生態、習性及び生理を理解し、責任を持って飼養すること。
- (4) ネコによる生態系への影響や、人と動物に共通する病気等を理解し、完全室内飼養に努めること。
- (5) 予期せぬ病気や遺伝的疾患を持っている可能性があることを承知し、ネコの安全及び健康管理を適切に行うこと。
- (6) 近隣住民に迷惑をかけずにネコの飼養を行う意思があること。
- (7) 譲受けたネコを販売、遺棄又は殺傷しないこと。
- (8) 動物の愛護及び管理に関する法律や申請者の住所地を管轄する地方公共団体が定める条例等を遵守し、必要な手続等を行うこと。
- (9) 譲受けたネコは、適正に飼養できる者へ譲渡するよう努めること。
- (10) 県の指定する場所まで、ネコを引取りに来ること。
- (11) その他、県が必要と認める事項

(返還及び譲渡の事務手続)

第6条 第2条から第5条に掲げるネコの返還及び譲渡に係る業務、事務手続等は、他の機関に委託することができる。

2 返還及び譲受の申請を行う際には、本人確認書類を提示し、申請書の原本を提出するものとする。

※本人確認書類とは、運転免許証やマイナンバーカードなど官公署の発行した「顔写真付」証明書を指す。「顔写真付」証明書がない場合、各種健康保険被保険者証や各種年金手帳等2点を提示すること。

なお、代理人が引き取りを実施する場合、申請者の本人確認書類の写し及び代理人の本人確認書類の提示を行うこととする。

(譲渡の拒否)

第7条 県は申請者が次に掲げる事項に該当する場合は、譲渡を拒否することができる。

- (1) 第4条第2項及び第5条第2項に掲げる要件に適合しないと認められた場合。
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律その他法令等に違反しているおそれがあると認める場合。

附 則

- 1 この要領は令和6年1月30日から施行する。